

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
四万十市	東中筋地区(森沢・楠島・間・江ノ村・国見・荒川)	令和4年3月31日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	215.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	116.8 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	77.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	43.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	11.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	60.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

(森沢) 基盤整備済の農地が大部分となっており、中心経営体による農地の集積が進んでいる。荒廃した水田は無く、畑も概ね耕作されている状態。10年後の想定としては、良い耕作条件が継続されれば農地の利用・集積は問題ないと考えられるが、課題としては、将来経営体の高齢化を見据えた集落営農の形を検討していく必要がある。
(楠島) 基盤整備済の農地と未整備地が混在する地区であり、基盤整備の区域は、概ね耕作・管理されているが、それ以外の未整備地は経営体の高齢化、後継者不足により離農者が出てくる恐れがあり、加えて獣害も発生しており、基盤整備事業導入や、獣害対策等対応が必要となっている。
(間) 基盤整備済の農地が大部分となっており、地区外の経営体による農地の集積が進んでいる。荒廃した水田は無く、概ね耕作されている状態。将来、経営体の高齢化を見据え、耕作が困難となった場合の集落外からの担い手確保や、近隣集落営農組織の広域的な利用方法などが課題。
(江ノ村) 基盤整備未整備の地区であり、多くの農地で遊休化が進んでいる。現在耕作されている農地については将来、経営体の高齢化を見据え、耕作が困難となった場合の集落外からの担い手確保や、近隣集落営農組織の広域的な利用方法など、地区で守っていく農地の耕作継続が課題。
(国見) 基盤整備未整備の地区であり、今のところ水稻を中心に地区内の経営体で概ね耕作されている状態であるが、今後、高齢化、後継者不足により地区内の経営体だけでは耕作放棄が発生する恐れがある。
(荒川) 基盤整備未整備の地区であり、今のところ水稻を中心に地区内の経営体で概ね耕作されている状態であるが、今後、高齢化、後継者不足により地区内の経営体だけでは耕作放棄が発生する恐れがある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(森沢) 地域内には担い手が存在し、今後10年程度の農地集積と維持管理は目途がたっている。現在、ほぼ全ての農地について地区内の経営体が耕作しているが、10年後以降を見据えた農地の在り方についても検討していく、近隣地区で設立された集落営農組織の広域利用も視野に入れた検討を行う。

(楠島)

現在は、個人の経営体を中心に耕作が行われているが、将来的に耕作困難な農地が発生する場合を想定し、地区で設立されている集落営農組織の利用により農地集積を推進していく。

(間)

地区内では、担い手農家や後継者となる経営体はなく、今後の農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある。今後、地区内で新規就農者の育成とともに、他地区の経営体を地域の担い手として位置づけ、農地の利用・集積を図る。

(江ノ村)

地区内では、担い手農家や後継者となる経営体はなく、今後の農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある。今後、地区内で新規就農者の育成とともに、他地区の経営体を地域の担い手として位置づけ、農地の利用・集積を図る必要がある。

(国見)

地区内の経営体のみでは将来的に耕作継続が難しいと思われることから、集落営農組織を含めて、近隣の他集落からの耕作者受け入れを推進していく。

(荒川)

地区内の経営体のみでは将来的に耕作継続が難しいと思われることから、集落営農組織を含めて、近隣の他集落からの耕作者受け入れを推進していく。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地であることが必要であるため、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(基盤整備への取組方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、主食用米については、収益性の高い「しまんと農法米」や「特別栽培米」の栽培に取り組むとともに、園芸作物の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策の取組方針)

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。